

# 区立体育施設条例の改正に関するご報告

6年第4回区議会定例会において、「目黒区立体育施設条例の一部を改正する条例」の議案が可決されました。本件は、第3回区議会定例会に提出した議案に誤りがあったため議案の撤回を行い、内容を再精査の上、第4回区議会定例会に改めて議案提出したものです。

本件の経緯と今後の対応などにつきまして、ご報告いたします。

7年度から体育施設の使用料額を改定するため、使用料額を定めている「目黒区立体育施設条例」を改正するための議案(目黒区立体育施設条例の一部を改正する条例)を6年9月の第3回区議会定例会に提出し、所管常任委員会である生活福祉委員会で審議を受けた後、使用料額に誤りがあることが判明いたしました。

体育施設の使用料額は、面積に単価を乗じて算出しており、その計算の過程において、本来含めるべきでない部屋の面積を含めて計算してしまうミスがあったものです。

今回のミスが発生した原因については、施設使用料算定の基礎資料における記載内容の明確化と関係課間における情報の共有という点に不十分な部分があったためであると考えています。

再発防止策として、施設使用料算定の基礎データとしている部屋の面積を明確にするとともに、これらの情報を使用料算定に関係する全

ての課において共有し、併せて、関係課において相互チェック機能を効果的に発揮できるようにマニュアルを再整備します。また、今回の件を機に、区の業務全般に関し、全局的にミス発生防止のための取り組みを進めることとし、業務上のミスを発生させない意識、知識等の習得に関する職員研修などを実施してまいります。

区議会へ提出した議案に誤りがあり、その誤りが委員会での審議後に判明したことは、区として前例のない事態であり、区民の皆さまの区政に対する信頼を損なうものであって、区長として重く受け止めております。

ついては、区政の最高責任者である私(区長)と、事務全体を監督すべき立場にある副区長の責任を明確にする必要があると判断し、6年第4回区議会定例会において、区長と副区長の7年1月分の給料について、それぞれ2割減額することを内容とする「目黒区長等の給料の特例に関する条例」の議案を提出し、可決されました。

改めて全職員が区民の視点・立場に立ち、責任を持って業務遂行に当たる取り組みを行うことにより、区民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

目黒区長 青木英二

## フォトアラカルト

10月30・31日

### 第5回MDC練習 「いざ憧れのEXPG STUDIO TOKYOへ！」

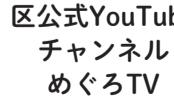
区内でのイベントなどを、写真を中心にお伝えします。

問広報課 (☎5722-9486、㈹5722-8674)

区公式YouTubeチャンネル「めぐろTV」(コード①)で練習の様子を紹介しています



## 目黒区からの情報を発信中！



※めぐろ区報電子書籍版は、多言語でご覧になれます。Meguro City Newsletter e-book version is available in multiple languages.